

本宮市議会議員政治倫理条例(案)への意見等と市議会の考え方

	意見等の要旨	市議会の考え方
1	第1条4行目、市民に信頼され、住民のための自治・住民が主人公の制度の議会運営を目的とする。	議員政治倫理条例は議員が清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼されることを目的としているため、いただいたご意見は条例の趣旨にはそぐわないと考えます。
2	第7条第2項を住民代表5人、議員3人とする。と明確に記入する。	審査請求のケースに応じ、公平・公正な審査が行えるようその時々により議長が委嘱することとしたいと考えています。
3	第12条は不要。議長が決するものではない。	第12条は、第4条の宣誓書の様式等を定めることなど本条例の目的を達成するために、条例の施行に関する必要な事項を委任するものであり、必要と考えます。
4	第10条(結果の報告等)で、被請求議員から弁明書が出された後に、必要に応じてだが、再度調査審議する等の定めはなくてもよいのか？ 極端な例として、被請求議員から「名誉棄損」あるいは「名誉回復」等のために裁判所に訴えられるなどした場合、さらには、後日において「誤認であったと判明」した場合の対処方法などには触れなくてもよいのだろうか？	第9条で、調査審議を行うにあたり、審査請求の対象とされた議員又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができると定めています。いただいたご意見は参考とさせていただきます、そのようなことのないよう慎重な調査審議を進めていきたいと考えています。
5	文章・語句の整合性はこれから検討されるのだと思うが気付いた点について	
	①第1条「公正で民主的な市政の発展に」とあるが「市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展」としては？ (※本宮市議会基本条例(案)の第1条及び第3条との関係)	ごもっともなご意見であると受け止めますが、議員政治倫理条例は議員が清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼されることが一番の目的であることから、素案のとおりとしたいと考えます。
	②第4条の説明「この条例を順守する」とあるが「この条例を遵守する」としては？ (※条文との整合性)	新聞等では「遵守」を「順守」と置き換えるため説明の方ではあえて「順守」としていましたが、「遵守」は常用漢字であり、公用文では「遵守」が一般的とされていることから修正いたします。
	③第7条の7「会長に事故あるとき」又は会長が欠けたときは、とあるが「会長に事故あるとき又は欠けたときは、」としては？	本市においては、本条例の他に様々な条例や規程において同様の表現をしています。整合性を図る観点から素案のとおりとしたいと考えます。
	④第9条の1「審査の請求の対象」とあるが「審査請求の対象」でよいのでは？	第5条第1項において(以下「審査請求」という。)と規定していることから修正いたします。なお、第6条第2項、第10条第1項においても同様の表現があるので修正いたします。
	⑤第9条の1、2「又は関係人」「及び関係人」とあるが、どちらも「及びその関係人」としては？	「又は」と「及び」の用法については、必ずしも明確に区別できないことがあるため、既存の立法例を参考に、規定する事項の内容と語調を考慮して判断すべきとされており、本市議会が参考にした議会の議員政治倫理条例のとおり(素案のとおり)としたいと考えます。
⑥第10条の1「第7条第2項」とあるが「第6条第2項」ではないのか？	ご指摘ありがとうございます。間違いでしたので修正いたします。	